

NPO法人与みあい総合型クラブ規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 このクラブは、NPO法人与みあい総合型クラブという。(以下「クラブ」という)事務所を熊本市南区富合町6番地1に置く。

(目的)

第2条 クラブは、子どもから大人まで、誰もが気軽に参加できるスポーツ活動を推進し、健康増進、会員相互の交流、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。

- (1) 「一般の部(各種教室)」及び「学童の部(6種目)」の設置
- (2) 各種研修会の開催
- (3) 各種大会、イベントの開催
- (4) 富合小中学校夜間開放施設の委託管理業務
- (5) その他クラブの目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(構成)

第4条 クラブは、次の者を持って構成する。

- (1) 会員
 - (2) 登録指導者(外部委託の専門指導者)
- 2 会員は以下の者とする。
- (1) 学生会員(小・中・高校生又は18才未満)
 - (2) 一般会員(18才以上65才未満)
 - (3) 壮年会員(65才以上)
 - (4) ファミリー会員(成人1名を含む同居家族)
 - (5) 幼児会員(小学生未満児、保護者は会員)
 - (6) 「学童の部」会員
 - (7) 賛助会員 クラブの主旨に賛同し、事業を援助できる者又は団体
- 3 会員は、総会の構成員になることができる。

(入会)

第5条 クラブへの入会を希望する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同する者
- (2) 本会の定める諸規程を遵守する者

(入会手続き)

第6条 クラブに入会を希望する者は、入会申込書を提出する。

2 入会申込者は、第7条1項に定める会費を納入しなければならない。

(会費の納入)

第7条 会員は、年会費を納入する。

2 年会費は以下のとおりとする。

- (1) 学生会員 4000円
- (2) 一般会員 7000円
- (3) 壮年会員 6500円
- (4) ファミリー会員(3名まで) 15000円
・4名以上は1名につき1500円を加える。
- (5) 幼児会員 4000円
- (6) 「学童の部」会員 14000円
- (7) 賛助会員 個人 1口 1000円
団体 1口 5000円

*いずれも保険料を含む。

ただし、不測の事態で活動休止が生じた場合、及び中途加入者については年会費を変更できるものとする。

第3章 組 織

(役員)

第8条 クラブに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 1名以上8人以下
- (4) 監事 2名

(役員を選任・任期)

第9条 役員は、総会において会員の中から選任す

る。

- 2 役員の任期は2年後の通常総会までとする。但し、再任は妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の終了するときまでとする。
- 4 総会の議長は、出席した会員の中から選出する
- 5 議事は、総会出席者の過半数をもって決する。同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 総会は、通常総会並びに臨時総会とする。
- 7 通常総会は、毎事業年度に1回開催する。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、クラブを代表し、総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、クラブの規約に定めた事項を執行するほか、総会の議決を執行するとともにクラブのすべての事務を執行する。
- (4) 監事は、クラブの財務を年1回以上監査する。
- (5) 監事は、他の役員を兼務できない。

(事務局)

第11条 クラブに事務局を置く。

- 2 事務局に、次の職員を置くことができる。
 - (1) 事務局長兼クラブマネージャー
 - (2) サブマネージャー
- 3 前項の職員は、クラブで採用する。
- 4 事務局は、会員管理、会計経理など庶務と業務を執行する。

第4章 会議

(会議)

第12条 クラブの会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 運営委員会
- (5) 専門部会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。但し、学生会員、幼児会員、「学童の部」会員を除く。

- 2 総会は理事長が招集し、次の各号を議決する。
 - (1) 予算及び決算の承認に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告の承認に関すること
 - (3) その他本クラブの運営に必要な事項。
 - 3 総会は、総構成員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- (役員会)

第14条 役員会は、理事長、副理事長、理事、監事をもって構成する。

- 2 役員会は、理事長が招集し、監査並びに総会に関する重要事項を協議する。
 - 3 役員会の議長は理事長があたる。
- (理事会)

第15条 理事会は、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

- 2 理事会は理事長が招集し事業の計画及び運営に関する事項を協議する。
- 3 理事会は、クラブに必要な諸規程の制定及び改廃を行う。
- 4 理事会の定足数は、構成員の過半数とする。
- 5 理事会の議長は理事長があたる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、理事長、副理事長、理事、監事、指導者で構成する。

- 2 運営委員会は、理事長が招集しクラブ運営全般について協議する。
- 3 運営委員会の議長は理事長があたる。

(専門部会)

第17条 運営委員会に、次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会 クラブ全体を総括する。
- (2) 経理部会 クラブの財源確保や会計事務の管理をする。
- (3) 広報部会 クラブの広報、会員募集をする
- (4) 研修部会 指導者の研修会や会員学習会の企画・運営をする。
- (5) 企画イベント部会 主催・共催するスポーツ教室やイベントの企画・運営をする。

- 2 各部に、部長1名、副部長1名を置く。
- 3 各部は、事業を計画し、運営委員会の承認を得てその実施にあたる。
- 4 協議の進行は各部長が行うものとする。

第5章 費用弁償

(費用弁償)

第18条 クラブ運営上必要な事業に出席、又は携わった者に対し、役員手当として一律の金額を支給する。但し、クラブの状況によっては支払わないこともある。

第6章 会計

(経費)

第19条 クラブの経費は、以下をもって支弁する

- (1) 会費及び賛助会費
- (2) 事業等による収入
- (3) 国、地方公共団体、財団等からの補助金
- (4) 寄付金、協賛金
- (5) その他の収入

(会計管理)

第20条 クラブの会計は、クラブマネージャー若しくはサブマネージャーが行うものとする。

(会計年度)

第21条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 自己の責任

(自己の責任)

第22条 会員は、クラブの活動に際しては、クラブ及び施設管理人並びに指導者の指示を遵守し、自己の責任において行動するものとする。これに反して、盗難、傷害等の事故が起きた場合は、クラブ及び指導者等に対して、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第23条 会員は保険に加入する。クラブは、その活動中の傷害等の事故については、保険の対象範囲内でのみ対応するものとする。

第8章 執行の特例

(執行の特例)

第24条 事業計画の執行、収支予算の執行等について総会の議決を得るまでは、前年度の例に準じ、理事長が執行する。

(疑義の解明)

第25条 本規約の解釈に疑義が生じた場合は、理事会に諮り理事長が決定する。

第9章 補則

(補則)

第26条 本規約に定めない事項及び運営上必要な諸規程等、または緊急に値する事項は理事会の決議によって定める。

附 則

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

